えりも町会計年度任用職員募集のお知らせ

えりも町では、パートタイムでの庁舎等清掃職員を次のとおり募集しております。
希望される方は、期日までに関係書類を提出してください。

1　採用人数　　１～２名程度
2　勤務場所　　⑴　えりも町役場及びえりも町国民健康保険診療所
　　⑵　えりも町国民健康保険診療所のみ
　　⑶　えりも町役場のみ
3　勤務時間　　上記⑴の方　７時 30 分から 11 時 00 分 及び 16 時 00 分から 19 時 15 分
　　上記⑵の方　７時 30 分から 11 時 00 分
　　上記⑶の方　16 時 00 分から 19 時 15 分
4　勤務内容　　館内清掃
5　勤務期間　　採用の日から～令和９年３月 31 日
6　応募資格　　①採用時から町内に居住又は通勤可能な方
　　②心身ともに健康である方

その他、勤務時間別の就業場所、報酬及び休暇等の詳細は次のとおり。

勤務条件

任用根拠	パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の２第１項第１号）
任用期間	採用の日　から　令和９年３月 31 日　まで （うち採用から１ヵ月経過までは条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。） １　同一会計年度内における任期の更新の有無 （　更新はしません　）
再度の任用	選考等を行った上で、再度任用する場合があります。（再度の任用の回数に上限はありませんが、任用期間が通算して５年を超えても、無期の任用への転換申込みはできません。）
就業の場所	⑴　えりも町役場及びえりも町国民健康保険診療所 ⑵　えりも町国民健康保険診療所 ⑶　えりも町役場
従事すべき業務の内容	施設内清掃
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	１　始業及び終業時間 ⑴　えりも町役場及びえりも町国民健康保険診療所 ７時 30 分から 11 時 00 分　及び　16 時 00 分から 19 時 15 分 ⑵　えりも町国民健康保険診療所のみ ７時 30 分から 11 時 00 分 ⑶　えりも町役場のみ 16 時 00 分から 19 時 15 分 ２　休憩時間 ⑴　えりも町役場及びえりも町国民健康保険診療所で勤務　（45 分） ⑵　えりも町国民健康保険診療所のみ　（勤務時間が規則に定める時間に満たないため無）

	⑶　えりも町役場のみ　（勤務時間が規則に定める時間に満たないため無） ３　時間外勤務の有無（　無　） ４　休日勤務（　無　）
勤務しない日	・週休日　毎週土曜日、日曜日（振替：　有　） ・休　日　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）による休日、年末年始の休日（12 月 31 日から翌年１月５日まで） ・その他（　休日の代休日　） ≪詳細≫　「えりも町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」
休　　暇	１　年次有給休暇 ⑴　繰越分　前年度採用されていた方は残日数。初年度の方は０日。 ⑵　⑴に加え、初年度の方は６か月経過時に 10 日。前年度採用されていた方はその継続勤務期間に応じて６か月経過時に 11 日以上の日数追加。（どちらも年次有給休暇日数取得の要件を満たす場合。） ※　特に必要があると認められるときは、時間単位で取得することができます。 ２　その他の休暇 ⑴　有給（公民権行使、官公署出頭、現住居の滅失等、出勤困難、退勤途上、忌引、結婚、妊産婦の休息・補食、夏季休暇、妊産婦の健康診査及び保健指導、妊娠中の通勤緩和、出生サポート、配偶者出産、育児参加、産前、産後） ⑵　無給（保育時間、子の看護、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、妊娠疾病、公務上の傷病、私傷病、骨髄ドナー） ３　時間外勤務代休時間（　無　） ≪詳細≫　「えりも町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」
育児休業等	１　育児休業（　可　） 備考（育児休業をすることができます。） ２　育児短時間勤務（　不可　） ３　部分休業（　可　） 備考（１日の勤務時間が５時間 45 分を超える方は、部分休業をすることができます。） ≪詳細≫　「えりも町職員の育児休業等に関する条例及び規則」
給　　与	１　報酬の額 １級１号俸から５号俸　時間額（1,203 円から 1,230 円） ※　上記は目安です。経験年数によって変わります。 （えりも町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び施行規則により決定します。） ２　期末手当及び勤勉手当の額 ⑴　期末手当（計算方法：基準日前６か月以内の報酬の１月当たりの平均額に期別支給割合及び在職期間割合を乗じて得た額。） ⑵　勤勉手当（計算方法：基準日前６か月以内の報酬の１月当たりの平均額に支給率及び規則で定める率を乗じて得た額。） ３　通勤に係る費用　移動手段によるためお問い合わせください。 ≪詳細≫　「えりも町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁

	償に関する条例及び施行規則」 4　報酬支払日 ⑴　報酬　　時間額　翌月 10 日（月末締め） ⑵　期末・勤勉手当　　6 月 5 日、12 月 5 日（それぞれ 6 月 1 日、12 月 1 日に在職しており、任用期間が 6 か月以上、かつ、1 週間当たりの平均勤務時間が 15 時間 30 分以上の者に支給） ⑶　その他（時間外勤務報酬　原則として翌月の 15 日までに支給） （ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その日に最も近い日で土曜日、日曜日又は休日でない日） 5　報酬の支払方法　　指定口座への振込み 6　報酬支払時の控除　　希望により、住宅使用料（町の管理するものに限る。）、水道使用料、団体生命保険料、親ぼく組織の会費、団体及び個人加入の預貯金、職員共済組合貸付金の控除有 7　再度任用時の経験年数換算（　有　）
退職手当	（　無　） ≪詳細≫　「北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例」
退職に関する事項	1　任用期間が満了した場合には当然に退職します。 2　自己都合退職の手続（退職する 30 日以上前に届け出てください。） 3　免職の事由及び手続 ⑴　分限免職（地方公務員法第 28 条第 1 項） 次の場合のいずれかに該当するときは、「職員の分限についての手続き及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。 ア　人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合 イ　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ウ　前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合 エ　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合 ⑵　懲戒免職（同法第 29 条第 1 項） 次の場合の一に該当するときは、「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。 ア　法律又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合 イ　職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ウ　全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合 4　定年制（　無　） 5　その他の離職事由 ⑴　死亡した場合 ⑵　地方公務員法第 16 条各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当する場合。
服　　務	すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。 また、任用時には服務の宣誓を行い、任期中は以下の義務を負います。 ⑴　法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）

	⑵　信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ⑶　秘密を守る義務（同法第 34 条） ⑷　職務に専念する義務（同法第 35 条） ⑸　政治的行為の制限（同法第 36 条） ⑹　争議行為等の禁止（同法第 37 条） 兼業を行うことができますが、兼業を開始する場合には、開始前に所属長を通して総務課長に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規程に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。
そ　の　他	1　社会保険に関する事項 ⑴　週 20 時間以上で、月額 88,000 円を超える方 （　共済組合　・　厚生年金　） ⑵　⑴以外の方 （　加入なし　） 2　雇用保険に関する事項 ⑴　週 20 時間以上で、月額 88,000 円を超える方 （　有　） ⑵　⑴以外の方 （　無　） 3　災害補償に関する事項 「労働者災害補償保険法」により補償されます。 4　安全及び衛生に関する事項 ⑴　週 20 時間以上で、月額 88,000 円を超える方 （　健康診断及びストレスチェックを年１回　） ⑵　⑴以外の方 （　無　） 5　休職に関する事項 次の場合の一に該当するときは、「職員の分限についての手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、休職となる場合があります（地方公務員法第 28 条第２項）。 ⑴　心身の故障のため、長期の休養を要する場合 ⑵　刑事事件に関し起訴された場合 6　その他 公務のため旅行した際の費用については、「えりも町職員の旅費に関する条例」の例により、費用を弁償します。